

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	14	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他（法人特別税）</u>		
要望項目名	漁業協同組合の合併に係る課税の特例		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 法人の合併では、出資金や事業規模等の格差が大きくない等の要件を満たす場合は「適格合併」として資産の簿価での評価、欠損金の損金算入が認められる。</p> <p>・ 特例措置の内容 漁協の合併において、合併後も①事業の関連があること、②事業が継続されること、③従業員の8割以上が引き続き従事すること、が見込まれる場合にはすべて「適格合併」とみなす。</p>		
関係条文	<p>地方税法第51条、第314条の4等 地方法人特別税等に関する暫定措置法第2条、第9条等</p>		
要望理由	<p>平成20年度末の沿海地区の漁協数は約1,100となったが、漁協の基盤強化のために更なる再編が必要である（目標は、最終的に約250に再編）。また、多額の欠損金を抱える経営不振漁協の経営改善を進める上でも漁協合併は非常に有効な手段であり、引き続き合併を推進していく必要がある。近年は、多数の漁協が参加する広域合併や既に合併した漁協へ小規模漁協が合併する事例が多く見られ、このような規模格差がある場合に本則の適用要件を満たさない可能性が大きいことから、本特例により合併の円滑化を図る必要がある。</p>		
減収見込額	<p>（初年度）－（158） （平年度）－（170） （単位：百万円）</p>		
地方税以外の措置	既存	<p>・ 国税 漁業協同組合の合併に係る課税の特例 漁協が漁業協同組合連合会の権利義務を包括承継する場合の税率の軽減措置</p>	<p>・ 融資、補助金その他 漁協系統組織・事業改革促進事業 漁協経営基盤強化推進事業 認定漁協資金融通円滑化事業</p>
	22年度の望	<p>・ 国税 漁業協同組合の合併に係る課税の特例</p>	<p>・ 融資、補助金その他 漁協系統組織改革加速化事業 漁協経営基盤強化推進事業 漁協資金融通円滑化事業</p>
過去の要望経緯	平成13年度創設、平成19年度延長、平成20年度拡充		
本要望に対応する縮減案			